## 【非開示とした部分及びその理由】

	非開示とする項目	非開示の理由
1	診療情報提供書(p.O)上	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
2	診療情報提供書(p.O)下	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
3	診療情報提供書(p.O)上	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため(条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(条例16条第6号)
4	診療情報提供書(p.〇)下	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
5	診療情報提供書(p.〇)上	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
6	診療情報提供書(p.O)下	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
7	診療情報提供書(p.O)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
8	診療情報提供書(p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
9	診療情報提供書(p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
10	診療情報提供書(p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
11	診療情報提供書(p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
12	診療情報提供書(p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
13	診療情報提供書(p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
14	診療情報提供書(p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
15	診療情報提供書(p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
16	診療情報提供書(p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)

	非開示とする項目	非開示の理由
17	診療情報提供書(p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
18	診療情報提供書(p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため(条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(条例16条第6号)
19	診療情報提供書(p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
20	診療情報提供書(p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため(条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(条例16条第6号)
21	診療情報提供書(p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
22	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)上	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
23	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)下	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
24	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
25	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)上	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
26	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)下	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
27	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
28	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)上	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
29	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)下	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
30	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
31	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)上	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
32	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)下	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
33	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)

	非開示とする項目	非開示の理由
34	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)上	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
35	精神疾患入院要否意見書 (p.O)下	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
36	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
37	精神疾患入院要否意見書 (p.O)上	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
38	精神疾患入院要否意見書 (p.O)下	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
39	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
40	精神疾患入院要否意見書 (p.O)上	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
41	精神疾患入院要否意見書 (p.O)下	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
42	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
43	精神疾患入院要否意見書 (p.O)上	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
44	精神疾患入院要否意見書 (p.O)下	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
45	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
46	精神疾患入院要否意見書 (p.O)上	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
47	精神疾患入院要否意見書 (p.O)下	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
48	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
49	精神疾患入院要否意見書 (p.O)上	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
50	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)下	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)

	非開示とする項目	非開示の理由
51	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
52	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
53	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
54	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
55	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
56	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
57	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (条例16条第6号)
58	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
59	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
60	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)上	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
61	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)下	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
62	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
63	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)上	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
64	精神疾患入院要否意見書 (p.O)下	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
65	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
66	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)上	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
67	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)下	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)

	非開示とする項目	非開示の理由
68	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
69	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)上	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
70	精神疾患入院要否意見書 (p.O)下	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
71	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
72	精神疾患入院要否意見書 (p.O)上	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
73	精神疾患入院要否意見書 (p.O)下	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
74	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
75	精神疾患入院要否意見書 (p.O)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
76	精神疾患入院要否意見書 (p.O)上	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
77	精神疾患入院要否意見書 (p.O)下	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
78	精神疾患入院要否意見書 (p.O)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
79	精神疾患入院要否意見書 (p.O)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
80	精神疾患入院要否意見書 (p.O)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
81	精神疾患入院要否意見書 (p.O)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
82	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
83	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
84	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)

	非開示とする項目	非開示の理由
85	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
86	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
87	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
88	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
89	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
90	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
91	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (条例16条第6号)
92	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
93	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
94	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
95	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
96	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
97	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
98	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
99	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
100	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
101	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)

	非開示とする項目	非開示の理由
102	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
103	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため(条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(条例16条第6号)
104	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
105	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
106	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
107	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
108	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
109	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
110	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
111	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
112	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
113	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
114	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
115	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
116	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
117	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
118	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)

	非開示とする項目	非開示の理由
119	精神疾患入院要否意見書 (p.○)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
120	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
121	精神疾患入院要否意見書 (p.○)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
122	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
123	精神疾患入院要否意見書 (p.○)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
124	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
125	精神疾患入院要否意見書 (p.○)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
126	精神疾患入院要否意見書 (p.○)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
127	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
128	精神疾患入院要否意見書 (p.○)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
129	精神疾患入院要否意見書 (p.○)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
130	精神疾患入院要否意見書 (p.○)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
131	精神疾患入院要否意見書 (p.○)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
132	精神疾患入院要否意見書 (p.○)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため (条例16条第6号)
133	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
134	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
135	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)

	非開示とする項目	非開示の理由
136	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
137	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
138	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
139	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
140	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
141	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
142	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
143	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
144	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
145	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
146	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
147	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
148	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
149	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
150	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
151	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
152	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)

	非開示とする項目	非開示の理由
153	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
154	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
155	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
156	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)
157	精神疾患入院要否意見書 (p.〇)	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため (条例第16条第2号) 精神障害者の医療及び保護を行い、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行 うという精神保健福祉法の趣旨を踏まえ、開示することにより今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある ため(条例16条第6号)